



重要

お知らせ



古物営業を営まれている方、営まれようとする方へ

～古物営業法の一部が変わります～

古物営業法の一部を改正する法律が平成30年4月25日に公布されました。
改正される内容は大きく4点で、詳細は下記のとおりです。

【改正される内容】

- 許可単位の見直し
- 営業制限の見直し
- 簡易取消しの新設
- 欠格事由の追加

○ 許可単位の見直し

法の改正前は、営業所が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要でしたが、改正後は主たる営業所を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合は、その営業所を管轄する公安委員会へ届出を行うことで、新たな営業所を設けて古物営業を行うことができます。

○ 営業制限の見直し

法の改正後は、事前に公安委員会へ日時・場所の届出をすれば、露店等の仮設店舗における古物の引取りが可能となります。

○ 簡易取消しの新設

法の改正後、古物商等の所在が確知できない等の場合、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができるようになります。

○ 欠格事由の追加

改正前は、禁固以上の刑（執行猶予者含む）や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由としていましたが、改正後は暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者（刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者）についても許可の欠格事由として追加されます。

※「営業制限の見直し」、「簡易取消しの新設」、「欠格事由の追加」は平成30年10月24日にすでに施行されており、「許可単位の見直し」は令和2年4月1日に施行されます。

滋賀県警察本部生活安全企画課 許可等事務担当室

お問い合わせは、当室若しくは最寄りの警察署生活安全課まで



【重要なお知らせです
必ずお読み下さい】



古物営業法の一部が改正されます！

(平成30年10月24日に改正古物営業法の一部が施行)

～平成30年10月24日以降に、「主たる営業所等届出書（裏面参照、以下「届出書」と記載）」をご提出いただく必要があります～

この手続きについては、平成30年10月24日以降に許可を取得された方はもちろん、これまでから古物営業の許可を受けている方（個人、法人、営業所の有無は問いません）についても、すべて対象となります。

お間違いのないように、下記の内容で手続きを行っていただきますようお願いします。

主たる営業所等の所在地を管轄する警察署（生活安全課）へ、「主たる営業所等届出書」を提出していただく必要があります。

例1) 全国いずれの場所にも営業所は設けていないが、滋賀県A警察署管内に自宅兼事務所が所在する。

→ 滋賀県A警察署へ「主たる営業所等届出書（その1）」を提出して下さい。

例2) 滋賀県内（A警察署管内）と京都市内にそれぞれ1つ営業所が所在する。

→ 滋賀県若しくは京都府のいずれかの営業所を主たる営業所として、主たる営業所を管轄する警察署へ「届出書（その1）（その2）」を提出して下さい。

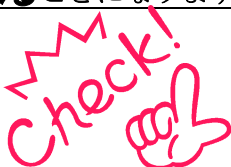
例3) 滋賀県内に複数の営業所が存在する。

→ 複数存在する営業所のうち、主たる営業所を決め、その営業所を管轄する警察署へ「届出書（その1）」を提出して下さい。

例4) 滋賀県、京都府、大阪府内にそれぞれ複数の営業所が存在する

→ 主たる営業所を決め、その営業所を管轄する府県の警察署へ「届出書（その1、その2）」を提出して下さい。

※平成30年10月24日以降、「許可単位の見直し」に関する規定が施行される日（令和2年4月1日）の**前日（令和2年3月31日）**までの間に、上記手続きを行わなければ、改正法（新法）による営業許可を取得しているとはみなされない、つまり、これまで受けていた**許可がなくなる**こととなりますので、お間違えのないよう、必ずお手続きをして下さい。



滋賀県警察本部生活安全企画課 許可等事務担当室

お問い合わせは当室若しくは最寄りの警察署生活安全課まで

【様式記入例】

～滋賀県と京都府にそれぞれ営業所がある場合で、滋賀県内の営業所を主たる営業所にする場合～

別記様式（附則第2項関係）

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします

平成30年 10月 24日

滋賀県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所
滋賀県大津市打出浜1番10号
近江 太郎 ㊟

許可の種類	①古物商 2.古物市場主
許可証番号	60101H290001
許可年月日	平成29年1月10日
氏名 (ふりがな)	おうみ たろう
又は名称	近江 太郎

主たる営業所又は古物市場

営業形態 (ふりがな)	①営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場 おうみおーとおおつうちではまてん
名称	近江オート大津打出浜店
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
電話	() - 番

その2

その他の営業所又は古物市場

営業所等を有する都道府県名	京都府
經由警察署名	東山警察署
許可証番号	61101H280001
営業名 (ふりがな)	おうみおーときょうとひがしやまてん
名称	近江オート京都東山店
所在地	京都市東山区〇〇町〇番〇号
電話	(075) 1234 - 5678 番
営業名 (ふりがな)	おうみおーときょうとやましなてん
名称	近江オート京都山科店
所在地	京都市山科区〇〇町〇番〇号
電話	(075) 4321 - 8765 番
営業名 (ふりがな)	
名称	
所在地	
電話	() - 番

記載要領

- 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。